事 業 概 要 書

事業名　砂防等事業　(急傾斜地崩壊対策事業)	地区名　老平区域

1. 事業のあらまし

当該区域は、避難所2箇所（指定避難所）、豊根ケアセンター（要配慮者利用施設）、豊根村診療所及び職員寮1戸を有するがけ高68m、勾配35°の急傾斜地である。がけ崩れの危険性の高い区域であり、人命を守るために早急な防災対策が必要な箇所であった。そのため、2012年度より事業に着手した。

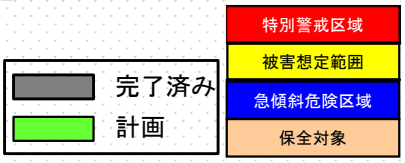
2. 事 業 概 要

a.	事 業 箇 所	北設楽郡豊根村上黒川地内
b.	事 業 内 容	擁壁工・法面工
c.	全体事業費	18.2億円
d.	事 業 期 間	2012年度～2035年度
e.	根 拠 法 令	急傾斜地法

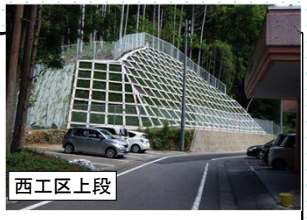
位置図

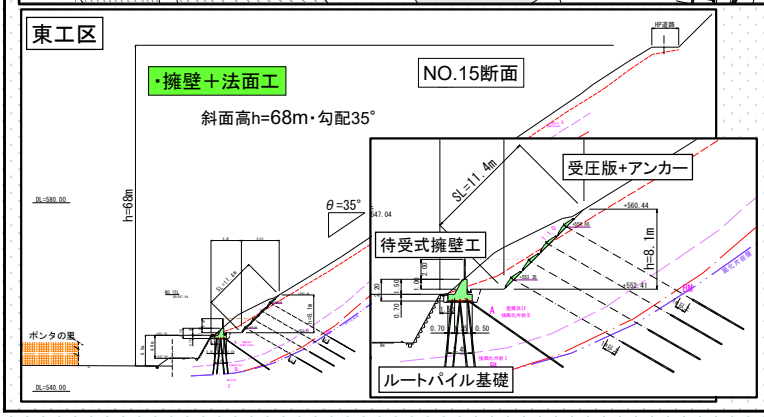


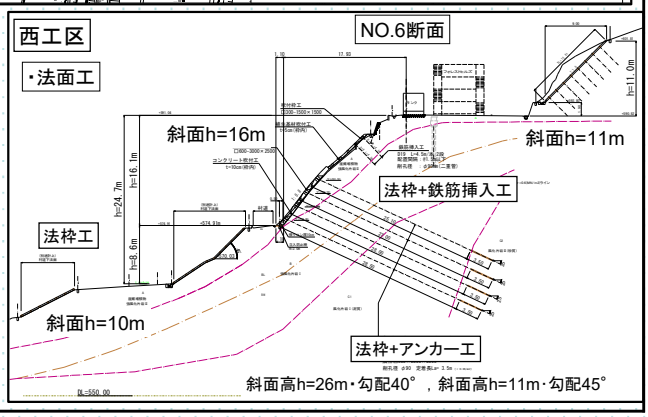
凡 例











（別紙２）

再　評　価　調　書（案）

Ⅰ 事業概要

事 業 名	砂防等事業（急傾斜地崩壊対策事業）
地 区 名	老平区域（おいだいらくいき）
事業箇所	北設楽郡豊根村大字上黒川地内（きたしたらぐんとよねむらおおあざかみくろかわちない）
事業のあらまし	当該区域は、避難所2箇所（指定避難所）、豊根ケアセンター（要配慮者利用施設）、豊根村診療所及び職員寮1戸を有するがけ高 68m、勾配 35° の急傾斜地である。重要な公共施設が集積しており、早急に防災対策が必要な箇所であった。そのため、2012 年度より事業に着手した。
事業目標	【達成（主要）目標】 ・豊根ケアセンター（要配慮者利用施設）、豊根村診療所・福祉保健センター及び職員寮1戸、ポンタの里（通所介護施設）、内避難所2施設（指定避難所）を急傾斜地の崩壊による土砂災害から保全する。 【副次目標】（必要に応じて記載する） ・なし

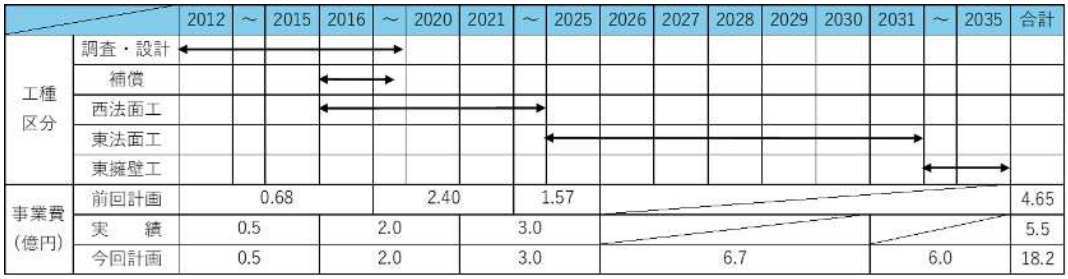
計画変更の推移

		事業採択時（2012 度）	再評価時（2020 年度）	再評価時（2026 年度）	変動要因の分析
事業期間		2012 年度 ～2024 年度	2012 年度 ～2024 年度	2012 年度 ～2035 年度	・医療、介護施設の利用（村道の通行）に支障を生じさせない施工方法へ変更による事業期間の延伸
事業費（億円）		4.7	4.7	18.2	・工事中の村道の通行を確保するため、待受式擁壁工設置位置の変更による増 ・軟弱地盤に対応するため、法面工（ｱﾝｶｰ本数、長さ）の追加による増 ・資材価格や労務費の増加 （ 3.8 億円 ⇒ 17.3 億円） （2020 年度 ⇒ 2026 年度）
経費内訳	工事費	3.8	3.8	17.3	
	用補費	0.1	0.1	0.1	・特に大きな変動無し。
	その他	0.8	0.8	0.8	
事業内容		対策延長 L=295m 擁壁工 L=151m 法面工 （アンカー付） A=1,000m2	対策延長 L=295m 擁壁工 L=151m 法面工 （アンカー付） A=1,000m2	対策延長 L=295m 擁壁工 L=175m 法面工 （アンカー付） A=3,400m2	・医療、介護施設の利用（村道の通行）に支障を生じさせない施工方法へ変更

Ⅱ 評価

①事業の必要性の変化	1) 必要性の変化	【事前評価時の状況】 ・避難所2箇所（指定避難所）、豊根ケアセンター（要配慮者利用施設）、豊根村診療所及び職員寮1戸を急傾斜地の崩壊による土砂災害から保全する必要がある。 【再評価時の状況】 ・保全対象等に変化はない。 【変動要因の分析】 ・保全対象等に変化はない。

	判定	B	A： 事業着手時に比べ必要性が増大している。 B： 事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。 C： 事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。 ※事業着手時と比較することが適当ではないと判断される場合は、「事業着手時」を「前回評価時」に置き換えることができる。
		【理由】 ・事業着手から必要性について変化はないため。	
②事業の進捗状況及び見込み	1) 進捗状況	【事業計画及び実績】	



		2012	～	2015	2016	～	2020	2021	～	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	～	2035	合計
工種区分	調査・設計	←																	
	補償				←														
	西法面工				←					→									
	東法面工									←						→			
	東擁壁工																←	→	
事業費(億円)	前回計画	0.68					2.40			1.57									4.65
	実　績	0.5			2.0			3.0											5.5
	今回計画	0.5			2.0			3.0					6.7			6.0			18.2

【進捗率】

		これまでの計画に対する達成状況			全体進捗率	
		計画	実績	達成率（%）	計画	達成率（%）
		【①】	【②】	【②÷①】	【③】	【②÷③】
対策施設 延長(km)		0.30	0.12	40	0.30	40
事業費（億円）		4.7	5.5	117	18.2	30
	工事費	3.8	4.6	121	17.3	27
	用補費	0.1	0.1	100	0.1	100
	その他	0.8	0.8	100	0.8	100

【施工済みの内容】
対策済延長　L=120m
法面工（アンカー付）　A=1,300m2
【事後評価に準ずるフォローアップ】
法面工の整備により、豊根ケアセンター（要配慮者利用施設）、民家1戸及び職員寮1戸が保全された。

	2) 未着手又は長期化の理由	・医療、介護施設へのアクセス道である、村道を通行止めさせない施工方法へ変更したことから、事業費の確保に時間を要するため、事業期間が延伸した。
	3) 今後の事業進捗の見込み	【阻害要因】 ・施工方法変更に伴う施設管理者住民の理解も得ており、今後の阻害要因はない。 【今後の見込み】 ・特に阻害要因がないため、今後は予定どおりの事業進捗が見込まれる。

<table>
<tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="2">判定</td><td>B</td><td>A： これまで事業は順調であり、引き続き計画通り確実な完成が見込まれる。
B： 次のいずれか（該当する項目に「〇印」を付ける）
・これまで事業は順調である。今後は多少の阻害要因が見込まれるものの、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。
・これまで事業が長期化していたが、事業期間を延長したことにより、今後は阻害要因がなく、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。
・これまでの事業長期化により、事業期間を延長した。今後も多少の阻害要因が見込まれるが、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。
C： 阻害要因の解決が困難で、現時点では、事業進捗の目処がたたない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【理由】
施工方法変更に伴う施設管理者の理解も得ており、今後の阻害要因はなく、計画通りの完成が見込まれるため。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">③事業の効果の変化</td><td>1) 貨幣価値化可能な効果（費用対効果分析結果）の変化</td><td colspan="2">【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析の算定基礎となった要因変化の有無】
・事業費の増加、事業期間の延長
【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析結果】
<table>
<tr><th colspan="3">区分</th><th>事業採択時
(基準年:2012)</th><th>事業採択時
(基準年:2020)</th><th>再評価
(基準年:2026)</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="4">費用
(億円)</td><td colspan="2">事業費</td><td>3.7</td><td>4.6</td><td>16.9</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">維持管理費</td><td>0.0</td><td>0.2</td><td>0.2</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">合計（C）</td><td>3.7</td><td>4.8</td><td>17.1</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">効果
(億円)</td><td colspan="2">便益総和</td><td>7.9</td><td>21.7</td><td>52.0</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">合計（B）</td><td>7.9</td><td>21.7</td><td>52.0</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">(参考)
算定</td><td>家屋（戸）</td><td>14</td><td>24</td><td>24</td><td>民家、寮、
診療所、ケアセンター</td></tr>
<tr><td>村道(km)</td><td>0.44</td><td>0.44</td><td>0.44</td><td>村道(緊急輸送路)</td></tr>
<tr><td colspan="3">費用対効果分析結果（B／C）</td><td>2.1</td><td>4.5</td><td>3.1</td><td></td></tr>
</table>
※金額は、社会的割引率（４％）を用いて評価時の価値に換算したもの。

【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析手法】
・(事業採択時)砂防事業の費用便益分析マニュアル（案）平成 24 年 3 月
・(再評価時（1 回目)) 急傾斜地崩壊対策事業の費用便益マニュアル(案)　令和 3 年 1 月
・(再評価時（2 回目)) 急傾斜地崩壊対策事業の費用便益マニュアル　令和 8 年 2 月
【変動要因の分析】
・事業内容（待受式擁壁位置）を変更したことによる事業費の増加。
・資材価格や労務費の増加による事業費の増加。
・費用対効果分析手法マニュアルの改訂(R7.3.31)により、「人的損傷による精神的損害額」精神的損害額の増額（2.26 億円/人→6.01 億円/人）に伴う、被害軽減効果の増加。(想定死者数 8 人)</td></tr>
<tr><td>2) 貨幣価値化困難な効果の変化</td><td colspan="2">【事前評価時の状況】
該当なし
【再評価時（1 回目）の状況】
該当なし
【再評価時（2 回目）の状況】
該当なし
【変動要因の分析】
該当なし</td></tr>
</table>

	判定	A	A： 事業着手時とほぼ同様の事業効果が発現される見通しがある。 B： 事業着手時と比べ低下が見られるが、十分な事業効果が確保される見通しがある。 C： 事業着手時と比べ著しく低下し、現時点では事業効果が確保される見通しが立たない。
		【理由】事業採択時と比べ、事業費は増加したが費用対効果分析手法マニュアルが改訂され、人的損傷による精神的損害額が増加したことにより、費用対効果は 1.0 を上まっており、十分な事業効果が発現される見通しがあるため。	

Ⅲ 対応方針（案）

継続	中止：上記①～③の評価で一つでもＣ判定があるもの。 継続：上記以外のもの。

Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象（事業完了後５年目）　□対象外

【事業完了後５年を越えて実施する理由・対象外の理由】

・該当なし

【主な評価内容】

・急傾斜地崩壊防止施設と保全対象の状況により評価する。

Ⅴ 事業評価監視委員会の意見

Ⅵ 対応方針